

別記様式第14号-1(第28第4項関係)

令和3年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金) 都道府県等成果及び評価報告書(令和4年8月作成)

都道府県等名: 広島県

目的	目標	目標値及び実績			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円) (うち地域提案メ ニュー)	備考
		目標値	実績	達成度	事業実施主体	目標	達成度		
Ⅰ 農畜水産物の安全性の向上	農薬の適正使用等の総合的な推進	不適切な販売及び使用の発生割合12.5%	10.5%	102%	広島県	12.5%	102%	59,000	
	海洋生物毒の監視の推進	海洋生物毒のモニタリングの総実施数 176回	167回	94%	広島県	176回	94%	336,150	
Ⅱ 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	家畜衛生に係る取組の充実度 101.3	92.2	91%	広島県	101.3	91%	10,240,000	
	養殖衛生管理体制の整備	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の割合 92.7%	92.6%	99%	広島県	92.7%	99%	185,190	
	重要病害虫の特別防除等	対象病害虫の調査の総回数120回	120回	100%	広島県	120回	100%	208,000	
総 計・総合達成度				総合達成度 91% 達成度 A				11,028,340	

国による評価の概要

「家畜衛生の推進」目標における、家畜衛生に係る取組の充実度の達成度が91%であったことから、「総合達成度は91%(総合評価A)」となった。事業全体としては適切に実施されたものと評価する。

目標 農薬の適正使用等の総合的な推進

事業実施期間 令和3年度

都道府県等名 広島県

事業の実施方法

消費・安全対策交付金実施要領(以下「実施要領」という。)別添1の事業メニューの実施に当たってのガイドライン第1の1の(2)のア及びイの規定に沿って実施。

1 農薬の安全使用の推進

6月1日から8月31日までの3か月間を農薬危害防止の重点期間と定め、農薬適正使用に係る啓発活動により、農薬使用者への農薬の危害防止について周知徹底を図った。

また、令和3年4月及び令和4年2月に権限移譲市町(17市町)担当者を対象とした、農薬取締法研修会を行った。

2 農薬の適切な管理及び販売の推進

農薬販売者、農薬使用者に対し、立入検査による監視を実施し、農薬の適切な販売及び管理等について確認を行うとともに、改善指導を行った。

3 現状値及び目標値の設定

(不適切な販売及び使用の発生割合:実施要領別表1に基づき設定)

(1)現状値(平成29~令和元年度の延べ実施数に対する違反率)

$$(販売違反率32.2\% + 使用違反率0\%) / 2 = 16.1\%$$

不適切な販売(使用)者数 / 調査等実施販売(使用)者数 違反率

ア 販売状況 20 / 62 × 100 = 32.2%

イ 使用状況 0 / 33 × 100 = 0%

(2)目標値(令和3年度)

$$(販売違反率25.0\% + 使用違反率0\%) / 2 = 12.5\%$$

不適切な販売(使用)者数 / 調査等実施販売(使用)者数 違反率

ア 販売状況 5 / 20 × 100 = 25.0%

イ 使用状況 0 / 10 × 100 = 0%

目標値

項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
農薬の不適切な販売及び使用の発生割合	16.1%	12.5%	10.5%	102%	A
<地区推進事業>					

事業内容及び実績額

事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)
(1)農薬の安全使用の推進	・危害防止講習会等 5回 ・危害防止運動参加者 1,658名 ・農薬適正使用に係る 啓発活動 84回	84,000	42,000	50
(2)農薬の適切な管理及び販売の推進	・立入検査等の指導 販売者19件 使用者11件	34,000	17,000	50
(計)		118,000	59,000	

事業の成果

1 農薬の安全使用の推進

(1) 危害防止講習会等の研修会

ア 農薬危害防止講習会 (5回)

イ 農薬取締法等に係る担当者研修会 (2回)

令和3年4月13日及び令和4年2月18日に、権限移譲市町の担当者(延べ35名)を対象に農薬取締法(以下「法」という。)等に係る担当者研修会を実施。

(2) 農薬適正使用に係る啓発活動 (84回)

ア 農薬適正使用講習会 (66回) 期間: 令和3年6月1日~8月31日

県及び市町等が主催で、農薬使用者等を対象として、農薬適正使用等を周知。

イ 農薬使用者に対する現地調査 (18回)

権限移譲市町において、農薬使用状況等を確認し、農薬適正使用を周知。

ウ 農薬危害防止運動参加者 延べ1,658名

2 農薬の適切な管理及び販売の推進

(1) 農薬販売者への立入検査 (県が所管する6市町)

ア 農薬販売届出数: 115販売所

イ 立入検査実施数: 19件

ウ 検査内容: 販売届等の届出状況, 帳簿及びその内容, 保存状況, 農薬の保管状況等, 販売の制限・禁止等に  
関すること等を確認。

エ 検査結果等 (農薬取締法の規定違反を確認した販売所数及び違反概要)

法第17条に基づく届出に関する違反等: 4件 (変更1件)

オ 改善指導状況: 販売所の責任者に対して説諭し, 改善の理解を得るとともに, 後日文書にて改善事項を通知。

カ 改善状況: 法第17条に基づく届出 (変更届) については, 速やかに必要な手続きがされた。

(2) 農薬使用者への立入検査

ア 立入検査実施数: 11件

イ 検査内容: 農薬使用帳簿の整備, 農薬の使用状況, 農薬保管状況等に関することを確認。

ウ 検査結果等: 法の規定違反はなし。

3 目標値に対する実績及び達成度 (実施要領別表1に基づき算出)

(1) 不適切な販売及び使用の違反率

不適切な販売 (使用) 者数 / 調査等実施販売 (使用) 者数 × 100 = 違反率

ア 販売状況 4 / 19 × 100 = 21.1%

イ 使用状況 0 / 11 × 100 = 0%

(2) 実績 (農薬の不適切な販売及び使用の発生割合)

(販売違反率 21.1% + 使用違反率 0%) / 2 = 10.5%

(3) 目標値に対する達成度 (小数点以下第1位は切り捨て)

(1 - 実績値) / (1 - 目標値) × 100 = 達成度

(1 - 0.105) / (1 - 0.125) × 100 = 102%

4 成果

(1) 農薬の安全使用の推進事業

権限移譲市町の担当者へ法等に係る担当者研修会を実施することで, 法の概要, 農薬遵守省令, 最近の農薬情勢に関する情報等についての理解が深まり, 農薬使用者等に対する農薬の適正使用や適切な保管・管理に係る啓発がより効果的に行われ, 農薬使用者等の農薬の適正使用等に係る意識の向上が図られた。

(2) 農薬の適切な管理及び販売の推進事業

農薬販売者に対する講習会や立入検査等で, 農薬の適切な管理及び販売の推進及び法令遵守状況の

確認等を行ったことにより, 農薬販売者の法令遵守への理解の向上が図られた。

(3) 農薬販売者19件及び農薬使用者11件に対する立入検査により, 法令遵守状況を確認した結果,

改善指導を要する事例は目標5件に対して4件確認されたが, 責任者に対する関係法令の遵守を説諭し, 届出関係の改善が図られ一定の成果が得られた。

(4) 法に係る担当者研修会が2回, 農薬適正使用に係る啓発活動が84回, 農薬危害防止運動参加者が延べ1,658名であり, 農薬販売者への立入検査を19回, 農薬使用者への立入検査を11回実施しており, おおむね計画通り実施できている。

都道府県等による評価の概要

適切に事業が実施されている。

第三者の主なコメント

広島県農業関係施策検討会議

(第三者会議)

(委員については別紙参照)

事業が適切に実施されているので, 第三者会議としては特段, 指摘する点は無い。

国による評価の概要

目標値は達成されており, 研修会等の開催, 啓発活動の実施及び立入検査に関する事業は適切に実施されたと評価する。

別記様式第13号-4(第28第1項関係)

目標 海洋生物毒の監視の推進																			
事業実施期間 令和3年度	都道府県等名 広島県																		
事業の実施方法 1 貝毒発生監視調査 本県では平成2年に貝毒対策実施要領を制定し、貝毒発生監視及び貝毒検出時の対応を行っている。平成4年に初めて貝毒が発生し、その後は毎年のように二枚貝の毒化が起きていることから、検査計画に基づき貝毒発生監視調査を実施した。 (検査計画)																			
(麻痺性・下痢性)	<table border="1"> <tr> <td>検査対象</td> <td colspan="2">かき、アサリ、ムラサキイガイ</td> </tr> <tr> <td>検査方法</td> <td>麻痺性:マウス公定法</td> <td>下痢性:機器分析法</td> </tr> <tr> <td>検査期間</td> <td colspan="2">上期4月～5月, 下期10月～3月</td> </tr> <tr> <td>検査地点総数</td> <td colspan="2">22(かき 16, アサリ 5, ムラサキイガイ 1) (海域名:広島湾西部, 広島湾北部, 広島湾中部, 広島湾南部, 呉湾, 広湾, 三津湾, 広島県東部)</td> </tr> <tr> <td>検査回数</td> <td>麻痺性:7回以上</td> <td>下痢性:1回以上</td> </tr> <tr> <td>監視調査検体数</td> <td colspan="2">176回(麻痺性:154回 下痢性:22回) (内訳 麻痺性:22×7=154回, 下痢性:22×1=22回)</td> </tr> </table>	検査対象	かき、アサリ、ムラサキイガイ		検査方法	麻痺性:マウス公定法	下痢性:機器分析法	検査期間	上期4月～5月, 下期10月～3月		検査地点総数	22(かき 16, アサリ 5, ムラサキイガイ 1) (海域名:広島湾西部, 広島湾北部, 広島湾中部, 広島湾南部, 呉湾, 広湾, 三津湾, 広島県東部)		検査回数	麻痺性:7回以上	下痢性:1回以上	監視調査検体数	176回(麻痺性:154回 下痢性:22回) (内訳 麻痺性:22×7=154回, 下痢性:22×1=22回)	
検査対象	かき、アサリ、ムラサキイガイ																		
検査方法	麻痺性:マウス公定法	下痢性:機器分析法																	
検査期間	上期4月～5月, 下期10月～3月																		
検査地点総数	22(かき 16, アサリ 5, ムラサキイガイ 1) (海域名:広島湾西部, 広島湾北部, 広島湾中部, 広島湾南部, 呉湾, 広湾, 三津湾, 広島県東部)																		
検査回数	麻痺性:7回以上	下痢性:1回以上																	
監視調査検体数	176回(麻痺性:154回 下痢性:22回) (内訳 麻痺性:22×7=154回, 下痢性:22×1=22回)																		
2 海洋環境調査 貝毒の原因プランクトンの出現動向を把握するために、定期的なモニタリングにより調査を実施した。 【目標値】 海洋生物毒のモニタリングの総実施数:176回																			

目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
海洋生物毒のモニタリングの総実施数	(-)	176回	167回	94%	A
<地区推進事業>	-	-	-	-	-

事業内容及び実績額				
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)
(1)海洋生物毒のモニタリングのための調査分析・分析機器の整備	貝毒発生監視調査 167回	672,300	336,150	50
計		672,300	336,150	50

事業の成果

【実施した事業内容】

次の海域で貝毒発生監視調査及び海洋環境調査を実施した。

調査海域： 広島湾西部、広島湾北部、広島湾中部、広島湾南部、呉湾、広湾、三津湾、広島県東部

- 1 貝毒発生監視調査
- |      |   |   |
|------|---|---|
| 検査対象 | : | かき16, アサリ5, ムラサキイガイ1 計22地点                                      |
| 検査方法 | : | 麻痺性-マウス公定法, 下痢性-機器分析法   |
| 検査回数 | : | 11回(麻痺性貝毒7, 麻痺性貝毒(臨時)3, 下痢性貝毒1)<br>麻痺性貝毒の毒化状況により, 臨時の検査を3回実施した。 |

監視調査検体数 : 167回(麻痺性148回, 下痢性19回)

麻痺性	22地点×7回 - 欠測12回	=142回
臨時	2地点×3回	=6回
下痢性	22地点×1回 - 欠測3回	=19回

欠測は, 出荷時期外やアサリの資源量低下等の理由で検体を用意できなかったため。

- 2 海洋環境調査  
貝毒発生監視調査地点においてプランクトンの発生状況を24回調査した。

【成果】

- 1 貝毒発生監視調査
- |     |   |                                 |
|-----|---|---------------------------------|
| 実績値 | : | 167回(麻痺性貝毒148回, 下痢性貝毒19回)       |
| 達成度 | : | 実績値(167) / 目標値(176) × 100 = 94% |

貝毒発生監視調査を実施することで, 的確に毒化状況を把握し, 毒化した貝類の流通及び健康被害の発生を未然に防止することができた。

- 2 海洋環境調査  
海洋環境調査の実施により, 貝毒原因プランクトンの発生状況を把握し, 発生状況に応じた貝毒発生監視調査が的確に行える体制整備に資することができた。

都道府県等による評価の概要

定期的な貝毒発生監視調査及びプランクトン調査により, 二枚貝の毒化状況を的確に把握し, 食品としての安全性確保に資することができた。

第三者の主なコメント

広島県農業関係施策検討会議  
(第三者会議)(委員については別紙参照)

事業を適切に実施している。

国による評価の概要

目標値はおおむね達成されており, 貝毒発生の監視が適切に行われていることから, 事業は適切に実施されたと評価する。

目標 家畜衛生の推進					
事業実施期間 令和3年度		都道府県等名 広島県			
事業の実施方法					
【事業内容】					
畜産物の安全性確保及び安定供給には、生産段階における家畜衛生の推進を図る必要があることから、疾病の発生予防、早期発見や疾病発生時の体制整備、飼育管理等についての調査・指導など次の取り組みを行った。					
(1) 監視体制の整備・強化 BSE検査・施設賃借及び家畜衛生関連情報の整備等					
(2) 家畜の伝染性疾病の発生予防 飼養衛生管理基準遵守強化等					
(3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止 家畜伝染病発生時の体制整備等					
(4) 畜産物の安全性の向上 動物用医薬品の適正使用・流通の推進等					
(6) 家畜衛生の推進に係る関連機器の整備 家畜衛生の推進に係る関連機器整備等					
【目標値の考え方】					
○家畜衛生に係る取組の充実度 101.3 検査件数について、過去3年間の平均と同程度を計画している。近年、全国的に発生が増加している牛伝染性リンパ腫の摘発に重点をおいて検査を行っており、疾病発生件数については、ほぼ同程度の発生件数を見込んでいる。 なお、特定疾病の集団発生等があった場合には、検査体制を更に拡充させ、家畜衛生の推進を図ることとしている。					
現状					
・H30-R2年度伝染性疾病発生件数(平均):77件					
・H30-R2年度検査件数(平均):11,824件					
実施後					
・R3年度伝染性疾病発生件数:80件					
・R3年度検査件数:12,130件					
目標値					
・A 家畜の伝染性疾病の検出割合の減少率: $((77/11,824)-(80/12,130)) \div (77/11,824) = -0.013$					
・B AIにおける対象疾病の検査件数の増加率: $(12,130-11,824) \div 11,824 = 0.026$					
・目標値: $100 \times (1+A) \times (1+B) = 101.3$					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
家畜衛生に係る取組の充実度	100	101.3	92.2	91%	A
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)	
(1) 監視体制の整備・強化	BSE検査・施設賃借及び家畜衛生関連情報の整備等	16,447,503	8,223,000	49	
(2) 家畜の伝染性疾病の発生予防	飼養衛生管理の改善・向上の指導	102,000	51,000	50	
(3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止	防疫演習等の開催等及び家畜伝染病発生時の体制整備等	2,736,355	1,368,000	49	
(4) 畜産物の安全性向上	動物用医薬品の適正使用・流通の推進等	712,805	356,000	49	
(6) 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備	家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備等	484,000	242,000	50	
(計)		20,482,663	10,240,000	49	

事業の成果

【実施状況】

- (1) 監視体制の整備強化
- イ 精度管理の適切な実施  
校正周期等を適切に管理し必要な検査機器の校正を実施すること及び外部精度管理を定期的に受験することで、検査の信頼性を確保することができた。
- リアルタイムPCR機器（1台）、遠心機（1台）、冷蔵冷凍庫（2台）、マイクロピペット（17本）、
  - 精度管理受験：6項目（鳥インフルエンザRT-PCR・リアルタイムPCR・ELISA、豚熱ELISA・中和、ヨーネ病リアルタイムPCR）
- ウ サーベイランスの円滑化
- (ア) BSE検査・清浄化の推進  
汚染実態及び防疫対策の有効性を検証した結果、現在の対策が有効であることが確認できた（検証頭数：127頭）
- 96か月齢以上の死亡牛 87頭 全頭陰性
  - 48か月齢以上の死亡牛 40頭 全頭陰性
- a 採材・検査資材の購入等  
BSE検査施設等リース フォークリフト（1台）、牛保管用パレット（12個）、冷凍コンテナ（2基）  
購入品目 解剖刀替刃（35枚）、ディスポ手袋（1,800枚）他
- (2) 家畜の伝染性疾病の発生予防  
家畜飼養農場1,292戸に対し、家畜伝染病予防法に基づく定期報告の手引きを送付し、飼養衛生管理基準の自己点検を啓発することで、飼養管理の衛生水準の改善向上を図った。
- (3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止
- ア まん延防止の円滑化  
関係機関等への説明会等を実施することで、広範囲な地域に影響を及ぼす家畜伝染病の発生に備え、防疫体制の充実を図ることができた。
- 関係機関への説明会、防疫演習等 19回
  - a 家畜防疫に係る説明会：16回 重大な動物感染症全般
    - R3. 5月 1回 市町等畜産担当者会議 web 29名（県・市・関係団体）
    - R3. 7月 1回 三原市危機管理課題対応検討会（R2HPAI発生） 三原市役所 5名（県・市）
    - R3. 10月 2回 防疫対策講習会 農政局、県庁舎 2名（県）他
    - R3. 10月 HPAI発生時の埋却対応検討会 1回 県庁舎 17名（県、関係団体、畜産農家、建設業者）
    - R3. 10月 1回 県境防疫検討会（広島、島根、鳥取）web 3名
    - R3. 11. 1月 8回 危機対策支部班員説明会 県庁舎（呉、東広島、庄原、尾道、福山）web 25～60名（県）
    - R3. 11. 12月 2回 危機対策支部動員者説明会 県庁舎（尾道、福山）29～45名（県）
  - b 防疫演習：3回
    - R3. 11. 9 HPAI埋却地試掘演習 安芸高田市向原町の養鶏場 13名（県・市・関係団体・畜産農家）
    - R3. 11. 11 中継基地及び現地基地設営演習 農業技術センター 23名（県）
    - R3. 11. 16 移動規制班防疫演習 庄原庁舎 3名（県）
- イ 疾病発生時の体制整備  
家畜の伝染性疾病発生時の対策に係る備蓄資材を購入し、防疫措置を迅速かつ的確に行うための体制を整備することができた。
- 備蓄防疫資材の購入 防護服（1,150着）、カゴ台車（6台）、コーンウェイト（20個）他
- (4) 畜産物の安全性向上
- イ 動物用医薬品の適正使用と危機管理  
次の取組により、安全な畜産物の供給体制を推進することができた。
- a 動物用医薬品の適正使用と流通 37店舗立入、全て適切に実施を確認した。
  - b 医薬品の検査 1品目収去し、合格を確認した。
  - c 医薬品の使用実態調査 農場30戸立入し、適切使用を確認した。
  - d 薬剤耐性の発現状況調査 1戸で国が定める菌種（サルモネラ、黄色ブドウ球菌）を分離し、菌株分与した。
- (6) 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備  
危機管理に必要な検査機器を配置することで、効率的な危機管理体制を整備することができた。
- モニター付き体温計（3台）を各家畜保健衛生所に整備

【成果】

- 現状
- H30-R2年度伝染性疾患発生件数（平均）：77件
  - H30-R2年度検査件数（平均）：11,824件
- 実施後
- R3年度伝染性疾患発生件数：79件
  - R3年度検査件数：11,517件
- 実績値
- A 家畜の伝染性疾患の検出割合の減少率： $(77/11,824) - (79/11,517) \div (77/11,824) = -0.053$
  - B Aにおける対象疾患の検査件数の増加率： $(11,517-11,824) \div 11,824 = -0.026$
  - 充実度（実績値）： $100 \times (1+A) \times (1+B) = 92.2$
- 達成度＝実績値÷目標値×100＝91%

都道府県等による評価の概要

畜産農家等の生産段階における衛生的な取組により、本年度の目標値について概ね達成することができた。また、本交付金を活用して行った取組の成果もあり、令和3年12月に発生した高病原性鳥インフルエンザ発生時に迅速に対応したことにより続発をみなかったと評価する。

第三者の主なコメント

広島県農業関係施策検討会議  
（第三者会議）（委員については別紙参照）  
事業を適切に実施している。

国による評価の概要

目標値は概ね達成されており、事業は適切に実施されたと評価する。  
伝染性疾患発生件数を減少させるため、継続的に発生する慢性疾患については、その要因及び効果的な対策を十分検討の上、引き続き、監視体制の整備、伝染性疾患の発生予防及びまん延防止に取り組まれることを期待する。

別記様式第13号-4(第28第1項関係)

目標 養殖衛生管理体制の整備

事業実施期間 令和3年度 都道府県等名 広島県

事業の実施方法  
 [事業内容]  
 1 養殖衛生管理指導  
 養殖水産物の安全性を確保し、健全で安全な養殖魚の生産に寄与するため、本県の養殖経営体に対し、魚病指導研修会を開催、並びに水産用医薬品等の適正使用にかかる巡回指導を行った。  
 2 疾病の発生予防・まん延防止  
 魚病の発生予防及びまん延防止を図るため、特定疾病にかかる魚病診断や、アユ冷水病等保菌検査を行った。  
 【目標値】  
 養殖衛生管理指導を実施する経営体数の割合：養殖衛生指導を行う経営体数(101)／経営体数(109)×100=92.7%  
 [目標値の根拠]  
 ・経営体数 109(111)  
 ① 給餌養殖経営体数 91(93)  
 ② アユ冷水病防疫対策等を行っている内水面漁業協同組合数 20(20)  
 ・水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数 4(3)  
 ・養殖衛生指導を行う経営体数(実経営体数) 101(103)  
 ① うち指導会議によるもの 23(23)  
 ② うち巡回指導によるもの 44(44)  
 ③ その他によるもの 101(103)  
 ※( )内は、R2年度の数値

目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
養殖衛生管理指導を実施した経営体数の割合	92.8%	92.7%	92.6%	99%	A
<地区推進事業>	-	-	-	-	-

事業内容及び実績額				
事業内容	規格・規模等	所要額実績(円)	左の交付金相当額(円)	交付率(%)
(2)養殖衛生管理指導	魚病指導研修会等	141,350	70,675	50
(5)疾病の発生予防・まん延防止	特定疾病・アユ冷水病等保菌検査等	229,030	114,515	50
計		370,380	185,190	50

事業の成果

【実施した事業内容】

1 養殖衛生管理指導

- ・以下の魚病指導研修会を開催し、養殖技術指導を行った。  
17経営体参加（令和3年9月～令和4年1月）
- ・水産用医薬品等の使用状況調査指導  
周年にわたり、水産用医薬品等の適正使用指導に係る巡回指導を44経営体に、またその他の方法による指導を100経営体に対して実施した。

2 疾病の発生予防・まん延防止

- ・養殖経営体に対して、魚病診断等を海面14件、内水面24件、実施した。

【成果】

以下のエの経営体に対して上記の養殖衛生管理指導を行ったことにより、養殖魚の安全性が確保され、また、魚病診断及びアユ冷水病保菌検査により、魚病の発生防止及びまん延防止が図られ、健全で安全な養殖魚の生産体制が確保された。

ア 養殖衛生管理指導を行った養殖等経営体数の割合

養殖衛生指導等を受けた経営体数（100）／経営体数（108）×100＝92.6% …〔実績値〕

イ 経営体数	108
① 給餌養殖経営体数	92
② アユ冷水病防疫対策等を行っている内水面漁業協同組合数	20
ウ 水産医薬品適正使用指導等会議の開催回数	4
エ 養殖衛生指導等を受けた経営体数（実経営体数）	100
① うち指導会議によるもの	17
② うち巡回指導によるもの	44
③ その他によるもの	100

〔達成度〕 実績値（92.6%）／目標値（92.7%）＝99%

都道府県等による評価の概要

本県の養殖経営体に対し、水産用医薬品等の適正使用の指導を実施した結果、養殖水産物の安全性を確保し、健全で安全な養殖魚の生産に寄与できた。

第三者の主なコメント

広島県農業関係施策検討会議  
（第三者会議）（委員については別紙参照）

事業を適切に実施している。

国による評価の概要

目標値はおおむね達成されており、養殖経営体に対する養殖衛生管理指導、疾病の発生予防・まん延防止対策が適切に行われていることから、事業は適切に実施されたと評価する。

目標 重要病害虫の特別防除等					
事業実施期間 令和3年度			都道府県等名 広島県		
<p>事業の実施方法</p> <p>【事業の必要性】 チチュウカイミバエ、ミカンコミバエ種群等の重要病害虫が侵入した場合、県内主要産地において甚大な被害が甚大な農作物被害が想定される。 そこで、侵入警戒調査を実施することによって、これら重要害虫の早期発見・早期防除によるまん延の防止を図る必要がある。</p> <p>【目標値の考え方】 県内主要産地に設けた設置場所について、これら重要害虫が侵入・活動する危険性が高い時期の間、調査を実施する。 チチュウカイミバエ、ミカンコミバエ種群及びウリミバエについては、県内の主要なかんきつ生産地帯において、コドリングについては、県内の主要りんご生産地帯において、それぞれフェロモントラップを用いて侵入警戒調査を実施。 目標値は、それぞれの対象病害虫ごとの侵入警戒調査、発生調査等の実施地点数に月数を乗じ、各対象病害虫の延べ数を総回数とする。 ただし、ウリミバエ及びミカンコミバエ種群の調査については、同一地点として算出するものとする。</p> <p>【目標値】 チチュウカイミバエ、ミカンコミバエ種群、ウリミバエ及びコドリングの調査総回数 ・チチュウカイミバエ 8か月(4月～11月)×7か所 = 56回 ・ミカンコミバエ種群、ウリミバエ 8か月(4月～11月)×7か所 = 56回 ・コドリング 8か月(4月～11月)×1か所 = 8回  計 120回</p>					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
対象病害虫の調査の総回数	120回	120回	120回	100%	A
<地区推進事業>					
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)	
重要病害虫侵入警戒調査等の実施	調査総回数 120回	208,000	208,000	100	
(計)		208,000	208,000		

## 事業の成果

### 【実施した事業内容】

- (1) チチュウカイミバエ  
調査地点数：かんきつ生産地帯を中心に7か所（呉市2、大崎上島町2、尾道市3）  
調査回数：4月～11月の8回（概ね月1回程度）
- (2) ミカンコミバエ種群、ウリミバエ  
調査地点数：かんきつ生産地帯を中心に7か所（呉市2、大崎上島町2、尾道市3）  
調査回数：4月～11月の8回（概ね月1回程度）
- (3) コドリングア  
調査地点数：りんご生産地帯1か所（庄原市）  
調査回数：4月～11月の8回（概ね月1回程度）

### 【成果】

侵入警戒調査の結果、いずれも発生は認められなかった。

- ・達成度 実績値／目標値×100＝120/120×100＝100%

## 都道府県等による評価の概要

計画どおりに調査が実施され、対象害虫の発生も確認されておらず、適切に事業が実施されている。

第三者の主なコメント	国による評価の概要
広島県農業関係施策検討会議 （第三者会議） （委員については別紙参照） 事業が適切に実施されているので、第三者会議としては特 段、指摘する点は無い。	目標値は達成されており、重要病害虫の侵入を早期に発見する調 査に関する事業は適切に実施されたと評価する。

別記様式第14号-1(第28第4項関係)(特別交付型交付金)

令和3年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金) 都道府県等成果及び評価報告書 (令和4年8月作成)

都道府県等名:広島県

目的	目標	目標値及び実績			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円) (うち地域提案メ ニュー)	備考
		目標値	実績	達成度	事業実施主体	目標	達成度		
Ⅱ 伝染性疾病 ・病害虫の 発生予防・ まん延防止	家畜衛生の推進	CSF及びASFのまん延 防止	CSF及びA SFのまん 延防止	達成	広島県	CSF及びA SFのまん延 防止	達成	4,606,000	
総 計・総合達成度				総合達成度 達成 総合評価 適正				4,606,000	

国による評価の概要

総合達成度は「達成」であり、総合評価「適正」は妥当と判断する。なお、事業は適切に実施されたと評価する。

別記様式第13号-4(第28第1項関係)(特別交付型交付金)

目標 家畜衛生の推進	都道府県等名 広島県
事業実施期間 令和3年度	
事業の実施方法	
<p>【事業内容】</p> <p>国内における豚熱(CSF)及び近隣諸国におけるアフリカ豚熱(ASF)の発生が継続して確認されており、県内の養豚施設への当該疾病の侵入防止対策が必要であることから、次の取組を行った。</p> <p>(2)家畜の伝染性疾病の発生予防 国内線靴底消毒マットの設置</p> <p>(5)野生動物の対策強化 野生動物の清浄性確認検査</p> <p>【目標値の考え方】</p> <p>国内における豚熱(CSF)及び近隣諸国におけるアフリカ豚熱(ASF)の発生が継続して確認されており、当該疾病の県内養豚施設への侵入防止対策が必要である。</p> <p>【目標値】</p> <p>CSF及びASFのまん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 県内養豚施設におけるCSF及びASFの発生件数(令和2年度) 0件</li> <li>・事業実施後 県内養豚施設におけるCSF及びASFの発生件数(令和3年度) 0件</li> </ul>	

目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
家畜の伝染性疾病のまん延防止	-	CSF及びASFのまん延防止	CSF及びASFのまん延防止	達成	適正

事業内容及び実績額				
事業内容	規格・規模等	所要額実績(円)	左の交付金相当額(円)	交付率(%)
(2)家畜の伝染性疾病の発生予防	国内線靴底消毒マットの設置(使用料及び賃借料)	411,840	205,000	49
(5)野生動物の対策強化	野生動物の清浄性確認検査 (委託料, 需用費)	7,182,477	3,591,000	49
	(検査促進費)	810,000	810,000	100
(計)		8,404,317	4,606,000	

事業の成果

【実施状況】

(2) 家畜の伝染性疾病の発生予防

広島空港国内線出口に靴底消毒マットを設置することで、海外から他県の空港を経由して本県へ入場する旅客を介したASFの県内への

侵入を防止することができた。

設置箇所：2箇所

(5) 野生動物の対策強化

リスクが高い地域における野生動物対策として、捕獲いのししの豚熱等検査体制を構築し、監視体制を強化することができた。

捕獲いのししの豚熱等検査頭数 135頭 全頭陰性を確認

(病性鑑定対応(本交付金の取組外)の野生いのししにおいて、1頭陽性が確認された)

検査促進費(6,000円×135頭分)

材料採取及び送付委託(133頭分) 委託先：一般財団法人広島県環境保健協会

【成果】

CSF及びASFのまん延防止

- ・現状 県内養豚施設におけるCSF及びASFの発生件数(令和2年度) 0件
- ・事業実施後 県内養豚施設におけるCSF及びASFの発生件数(令和3年度) 0件

都道府県等による評価の概要

本取組により本県の野生いのししへの豚熱感染を早期に把握し、県内の養豚施設に対し適切に指導ができたことと評価する。しかしサーベイランスについて養豚施設の所在する市町及び岡山県境を中心に実施したことから計画頭数に達しなかった点は、翌年の取組において改善すべき余地があると考えられる。

専門家((一社)広島県畜産協会 大竹昭仁主管)における評価の概要

- ・養豚施設へのCSF・ASFの侵入防止の目標が達成できている。
- ・サーベイランス頭数が計画よりも少ないが、養豚施設の所在する市町や東側陸路からのウイルス侵入防止の取組は、事業効果が十分あったと評価する。
- ・空港国内線への消毒マットの設置について、国の国際線における対応と連携して引き続きウイルスの侵入防止を図ることが重要と考える。

第三者の主なコメント

広島県農業関係施策検討会議  
(第三者会議)(委員については別紙参照)

事業を適切に実施している。

国による評価の概要

目標値は達成されており、事業は適切に実施されたと評価する。  
なお、野生いのしし群におけるCSF及びASF浸潤状況確認のためのサーベイランス強化については、目標であるまん延防止を防ぐことはできたものの、サーベイランスの本来の目的である県内全体の浸潤状況を確認できるよう、特別交付型の事業として適切な執行に努めてほしい。  
次年度以降は、実施計画の精度向上や予算執行の進捗管理に努めるとともに、当該調査に必要な目標頭数である年間299頭を確保できるよう、全県的な体制づくりに取り組まれることを期待する。